



長野県報

12月10日(木)
令和2年
(2020年)
第163号

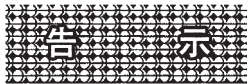
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(2件)(総合政策課)	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新(障がい者支援課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(障がい者支援課)	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(障がい者支援課)	4
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	5
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定(資源循環推進課)	5
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	5
保安林の指定施業要件の変更(森林づくり推進課)	5
公共測量の実施(建設政策課)	5
公共測量の終了(建設政策課)	6
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(4件)(砂防課)	6
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出(2件)(会計課)	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	8

公告

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	8
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	8
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課)	9
特定調達契約に係る一般競争入札(医療政策課)	9



長野県告示第622号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

1 起業者の名称

朝日村

2 事業の種類

朝日村ヘリコプター離着陸着場建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県東筑摩郡朝日村大字古見地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

朝日村ヘリコプター離着陸着場建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事業の用に供する施設に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である朝日村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

朝日村は、村内に重篤な患者の受入れが可能な三次医療機関がなく、救急時には村外の病院に救急車両により搬送している。救急車両による搬送は時間がかかり、ヘリコプターでの搬送と比べ、救命率に多大な影響を与えているが、村内には常設のヘリポートは整備されておらず、救急搬送活動の安定的な運用に支障を来している。

また、朝日村は村有地の87%が山林であるが、大規模山林火災が発生した場合、消防車や地元消防団だけでは火災対応が困難であり、ヘリコプターによる消火体制の整備が求められている。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、常設ヘリポートの整備を図るものである。

本件事業の実施により、常設のヘリポートを備えることで、気候や災害等のリスクを考慮しながら安定的かつ機動的なヘリコプターでの搬送体制を構築することができ、迅速な人命救助に資する。

また、村内で大規模地震が発生した場合に、救急搬送や物資輸送が確実に機能する防災拠点として利用できること、又山林火災が発生した際に消火剤などの補給拠点として活用し、効率的な消火活動を行うことができることから、災害対策の観点から必要不可欠の施設である。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

また起業地は、住宅に隣接していないため、騒音の問題は軽微であり、地域住民の生活環境への影響は少ない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のイのとおり、常設ヘリポートは村内に未整備であり、今後想定される大規模災害発生時の緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設やヘリコプターによる応援要請を受ける場所として活動できる施設整備が急務となっている。また朝日村地域防災計画においても人命救助や救急搬送活動、物資輸送の観点から施設整備の必要性が記載されており、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

朝日村役場総務課

総合政策課

長野県告示第623号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

1 起業者の名称

安曇野市

2 事業の種類

（新）穂高北部児童館建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県安曇野市穂高有明地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

（新）穂高北部児童館建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である安曇野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

安曇野市穂高有明地区及び穂高北穂高地区のほぼ中央に位置する穂高北部児童館は、市内北部における児童の健全育成推進の中心となる施設である。しかしながら、現行の穂高北部児童館は建築から40年以上が経過し、現行の耐震基準を満たしていない。また、児童館はJ Aあづみとの複合施設の2階にあるため、階段の昇降が必要であり、利用者にとって不便かつ危険となっている。

また、現在は近隣の穂高北小学校で実施している当該小学校児童を対象とした放課後児童クラブ事業において、近年の法改正により対象学年が拡大したことや保護者からの対象児

童の拡大ニーズがあるものの、余裕教室がないことから、穂高北小学校を含め既存の施設で対応することが困難になっている。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、児童厚生施設の整備を図るものである。

本件事業の実施により、利用者の安全性の確保や利便性の向上が期待できる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された2つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、

本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

前記(3)のアのとおり、現在の児童館が現行の耐震基準を満たしていないこと等から、その解消が喫緊の課題であり、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

安曇野市役所教育部生涯学習課

総合政策課

長野県告示第624号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
ウエルシア薬局安曇野豊科店	安曇野市豊科5453番地	令和2年12月1日
ピノキオ薬局	上田市古里146-26	令和2年12月1日
林薬局	飯田市龍江7130-1	令和2年12月1日
ウエルシア薬局箕輪店	上伊那郡箕輪町大字中箕輪3364番地2	令和2年12月1日

障がい者支援課

長野県告示第625号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
長野厚生連 佐久総合病院	佐久市白田197	令和2年12月1日
りぼん薬局	須坂市塩川716-2	令和2年12月1日
ウエルシア薬局松本高宮西店	松本市高宮西3番1号	令和2年12月1日
おかだの薬局	松本市岡田松岡121-5	令和2年12月1日
ひさわ薬局	下伊那郡下条村陽塚2006-3	令和2年12月1日

日本調剤薬辰野薬局	上伊那郡辰野町大字辰野1466-1	令和2年12月1日
ほたる薬局春日街道	上伊那郡南箕輪村5587-5	令和2年12月1日
コスモファーマ岡谷薬局	岡谷市銀座1丁目3番14号	令和2年12月1日
はるも薬局	諏訪郡富士見町落合10399-86	令和2年12月1日
クスリのアオキ常田薬局	上田市常田二丁目10番6号	令和2年12月1日
川边上原薬局	上田市上田原157-1	令和2年12月1日
さくら薬局 長野浅間店	佐久市岩村田1337-2	令和2年12月1日

障がい者支援課

長野県告示第626号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称および所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
粟佐ひとみ薬局 千曲市大字粟佐1240-1	モリキ千曲粟佐薬局 千曲市大字粟佐1217番地	令和2年11月9日
高橋薬局 北佐久郡軽井沢町中軽井沢2-14	高橋薬局 北佐久郡軽井沢町中軽井沢3-6	令和2年10月1日
どんぐり薬局 安曇野市明科中川手3734 あやめン ティーン内	どんぐり薬局 安曇野市明科中川手3739-1	令和2年11月1日
訪問看護ステーションふれあい 上伊那郡箕輪町大字中箕輪13768-1	訪問看護ステーションふれあい 上伊那郡箕輪町大字中箕輪8944-1	令和2年10月28日
立町中央薬局 須坂市立町263-6	立町中央薬局 須坂市大字須坂263番地6	令和2年10月28日
白樺薬局 北安曇郡池田町3337-1	白樺薬局 北安曇郡池田町池田3342-13	令和2年11月22日

障がい者支援課

長野県告示第627号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
オキノSCフジモリ薬局	茅野市塚原1-17-1	令和2年9月30日
なみき薬局	上田市諏訪形1099-17	令和2年10月31日
ふれあいセンター伊那北訪問看護ステーション	伊那市御園1407-1	令和2年11月2日

障がい者支援課

長野県告示第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
中川村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
飯島都市計画下水道事業 中川村公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年11月18日から
令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第629号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定します。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

指 定 区 域	埋立地の区分
小諸市甲1845-1の一部及び1846-1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に掲げる埋立地

資源循環推進課

長野県告示第630号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塩3525、3526、3528の1、3528のロ、3529のイ、3529のロ、3529のハ、3530のイ、3530のロ、3531のイ、3531のロ、3532のイ、3534、4143の1、4143の2、4144、4145の1、4152のイ、4152のハ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、木曾町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第632号

朝日村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（都市計画基本図作成）
- 2 作業期間
令和2年11月10日から令和3年3月28日まで
- 3 作業地域
東筑摩郡朝日村

建設政策課

長野県告示第633号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点 座標補正及び標高補正）
- 2 作業期間
令和2年7月22日から令和2年11月30日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第634号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び下條村役場に備え置きます。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
粒良脇	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	下伊那郡下條村		睦沢	250番	1号及び2号
		〃		〃	245番9	3号
		〃		〃	245番3	4号
		〃		〃	471番1	5号

砂防課

長野県告示第635号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
平川原3、平川原2、中畑

2 一部について指定を解除する区域

南佐久郡佐久穂町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第636号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
樋沢他1、転石他1、赤坂
- 2 一部について指定を解除する区域
南佐久郡川上村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第637号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
湯沢
- 2 一部について指定を解除する区域
南佐久郡南牧村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第638号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
前田
- 2 指定の区域
南佐久郡南相木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野

県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第639号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和2年12月3日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	ながの農業協同組合 須坂支所井上店	長野県須坂市大字 幸高447-2	長野県須坂市大字 幸高447-2 ながの農業協同組合 須坂支所井上店
旧			長野県須坂市大字 幸高447-イ ながの農業協同組合 須坂支所井上店

会計課

長野県告示第640号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和2年12月3日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和2年12月10日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	ながの農業協同組合 八幡支所	長野県千曲市大字 八幡3089-2	長野県千曲市大字 八幡3089-2 ながの農業協同組合 八幡支所
旧			長野県千曲市大字 八幡寺裏3089-2 ながの農業協同組合 八幡支所

会計課

長野県飯田建設事務所告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月10日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 418号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村神原3437番の1地先から 下伊那郡天龍村神原3427番の2地先まで	旧	3.5~13.0 m	0.1700 km
同上	新	3.5~13.0	0.1700
		4.0~4.0	0.1400

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 市場桜町線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上郷飯沼2776番の3地先から 飯田市上郷飯沼1502番の9地先まで	旧	6.0~10.2 m	0.0837 km
同上	新	5.8~10.0	0.0837

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月10日

長野県松本建設事務所長 坂田浩一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町麻績インター千曲線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡生坂村下生坂9501番の6地先から 東筑摩郡生坂村9724番の11地先まで	旧	4.5~11.3 m	0.8650 km
同上		4.5~11.3	0.8650
東筑摩郡生坂村大字東広津14025番の3地先から 東筑摩郡生坂村9724番の11地先まで	新	7.5~41.6	0.4420

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月10日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 292号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字富倉字濁池3642番地先から 飯山市大字富倉字中谷1681番の3地先まで	旧	11.5~14.0 m	0.1205 km
同上		11.5~14.0	0.1205
	新	10.0~15.0	0.1205

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月10日

長野県松本建設事務所長 坂田 浩一

- 1 路線名 大町麻績インター千曲線
- 2 供用を開始する区間
東筑摩郡生坂村大字東広津14025番の3地先から

東筑摩郡生坂村9724番の11地先まで

- 3 供用を開始する期日 令和2年12月13日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

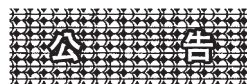
その関係図面は、告示の日から令和3年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月10日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 路線名 292号
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字富倉字濁池3642番地先から
飯山市大字富倉字中谷1681番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年12月10日

道路管理課



公告

令和2年12月3日、長野県中信平右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年12月10日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

農地整備課

公告

長野県中信平左岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年12月10日

長野県松本地域振興局長 草間 康晴

理事

新任

- | 氏名 | 住所 |
|-------|-----------------|
| 小松 正明 | 松本市梓川上野2174番地 |
| 森 俊彦 | 松本市梓川梓985番地2 |
| 松尾 恒忠 | 安曇野市三郷明盛540番地2 |
| 幅谷 倉夫 | 安曇野市穂高柏原2857番地4 |
| 田中 詔二 | 安曇野市穂高有明7648番地2 |

重任

- | 氏名 | 住所 |
|--------|---------------|
| 村瀬 定男 | 松本市梓川梓4484番地3 |
| 樋口 由紀人 | 松本市梓川梓2851番地2 |